

平成29年 第6回大和村定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年6月26日(月) 10:00 ~ 11:00

2 開催場所 大和村役場第1会議室

3 出席委員

2番 鬼塚 兵市	3番 松崎 勝彦
4番 勝 三千也	5番 藤村 秀久
6番 民 文忠	7番 泉 富保

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4

(1) 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(大和浜地区)

(2) 議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(戸円地区)

(3) 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(国直地区)

日程第5 各農業委員活動報告

日程第6 事務連絡

日程第7 その他

農業委員会事務局職員
事務局長 仲新城 長政
農地主事 藤村 雄樹
臨時職員 満 清久

(会議録署名委員の指名)

議長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。大和村農業委員会会議規則第19条第3項の規定により、会長において指名いたします。
これにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。それでは7番 泉委員、2番 鬼塚委員の両氏を本日の署名委員に指名いたします。よろしく願いいたします。

(会期の決定)

議長 日程第2 会期についてお諮りいたします。
会期については本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって会期については、本日1日間といたします。

議長 日程第3 事務局より諸般の報告を求めます。

事務局 第5回総会以降の諸般の報告につきましては、各農業委員のお手元にお配りした資料のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。

議長 続きまして、日程第4、議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。それでは内容説明を事務局より、又現地調査報告を大和浜地区担当の泉委員より内容説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第13号の内容説明をいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請が6月13日にあり、同日に受け付けております。申請内容につきましては、所有権移転であり、1. 申請人の氏名、年齢、職業及び住所は、譲渡人 ○○さん、年齢 □□歳、職業 無職、住所 奄美市●●番地です。譲受人は ○○さん、年齢 □□歳、職業 農業、住所 大和村●●番地です。2. 許可を受けようとする土地の所在地は、大和村●●番地、地目 登記簿 畑・現況 畑、面積 302㎡、対価は○○円です。3. 権利を設定し、又は、移転しようとする契約の内容は、7月上旬を予定し売買となっております。その他の内容につきましては、お手元に配布した資料のとおりでございます。以上で内容説明を終わります。

- 7 番委員 6 月 22 日に、〇〇さんと事務局と私で、現地調査をしてきました。
豪雨災害で大規模な工事を行っている場所になります。写真を見ると更地
みたいになっていますが、本人は畑をしたいと思っておりますので問題はな
いと思います。以上で現地調査報告を終わります。
- 議長 それでは議案第 13 号の件について審査及び質疑に入ります。何か意見、質問
等はありませんか。
- 委員 なし。
- 議長 それでは、議案第 13 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請を原案の
とおり許可することにご異議ございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長 異議なしと認めます。よって議案第 13 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による
許可申請を原案のとおり許可することに決定いたしました。
- 議長 同じく、日程第 4 議案第 14 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可
申請について議題といたします。それでは内容説明を事務局より、又現地調査
報告を戸円地区担当の民委員より内容説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案第 14 号の内容説明をいたします。
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請が 6 月 14 日にあり、同日に受け付
けております。申請内容につきましては、所有権移転であり、1. 申請人の氏
名、年齢、職業及び住所は、譲渡人 〇〇さん、年齢 □□歳、職業 無職、
住所 奄美市●●番地です。譲受人は 〇〇さん、年齢 □□歳、職業 農業、
住所 大和村●●番地です。2. 許可を受けようとする土地の所在地は、大和
村●●番地、地目 登記簿 畑・現況 畑、面積 5,489 m²、対価は〇〇万
円です。3. 権利を設定し、又は、移転しようとする契約の内容は、許可あり
次第であります。その他の内容につきましては、お手元に配布した資料のと
おりでございます。以上で内容説明を終わります。
- 6 番委員 6 月 20 日に事務局と〇〇さんと私で現地調査を行いました。
耕作放棄地の解消にもなりますし、本人もやる気がありますので
問題はないと思います。以上で、現地調査報告を終わります。
- 議長 それでは、議案第 14 号の件について審査及び質疑に入ります。
何か意見、質問等はありませんか。
- 委員 なし

議長 それでは、議案第 14 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって議案第 14 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請を原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 同じく、日程第 4 議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題といたします。それでは内容説明を事務局より、又現地調査報告を国直地区担当の松崎委員より内容説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第 15 号の内容説明をいたします。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請が 6 月 13 日にあり、同日に受付しております。転用する農地区分は、農業振興地域内の市街地近接農地から第 2 種農地と判断されます。

内容につきましては、賃借権の設定及び農地一時転用となっております。

1 番目の当事者の氏名住所及び職業は、譲受人 ○○さん 譲渡人 氏名 ○○さん、職業 臨時職員 住所 鹿児島県奄美市●●番地、2 番目の許可を受けようとする土地の所在、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名等は、大和村大字●●番地、地目 登記簿 田、現況 田、面積 196 m²、利用状況 休耕地、他 4 筆の合計面積が 1,014 m²となっております。

3 番目の転用計画の目的 その他の資材置き場となっております。4 番目の権利を移転し、又は、設定しようとする契約内容は、賃借権設定でございます。

5 番目の資金調達計画は、必要経費 ○○円 土地造成 ○○円 合計 ○○円に対し、自己資金 ○○円となっております。

その他参考となる事項は、お手元にお配りしてある資料のとおりです。以上で内容説明を終わります。

3 番委員 6 月 20 日に事務局と代理人と私で現地調査を行いました。目的としましては、農地を借りて資材置場として使用して、工事完了後は、耕作できる状態に戻して返すということですので問題はないと思います。以上で、現地調査報告を終わります。

議長 以上で、内容説明及び現地調査報告を終わりたいと思います。それでは、議案第 15 号の件について審査及び質疑に入ります。何か意見、質問等がございますか。

委員 なし

議長 それでは、議案第 15 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請を原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することにご異議ございませんか。

委員 なし

議長 異議なしと認めます。よって議案第 15 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は原案のとおり許可相当として意見書を添え，県に進達することに決定いたしました。

議長 事務局の方は申請関係の適正な処理をされますようお願いいたします。

議長 続きまして 日程第 5 各農業委員活動報告を 2 番委員から順に活動報告をお願いいたします。

農業委員活動報告

議長 以上で，活動報告を終わります。

議長 日程第 6 事務連絡で何かありませんか。

議長 日程第 7 その他で何か意見，質問等はございませんか。

委員 なし。

議長 ないようですので，以上で平成 29 年第 6 回定例農業委員会総会を閉会いたします。

議事録署名委員

7 番委員

2 番委員